

平成27年4月

中小企業庁

技術・経営革新課

平成27年に実施される商業・サービス競争力強化連携支援事業（以下、「本事業」という。）に係る労務費の算出方法を以下のとおり定めて運用する。

事務の効率化や計算事務の煩瑣性の排除といった観点から、健康保険等級を使用した労務費の計算に係る必要な事項を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

なお、本実施細則で規定する等級単価一覧表（別表）とは、毎年度、大臣官房会計課において作成し提示される等級単価一覧表（別表）を適用するものとする。

1. 労務費の積算における原則

本事業における労務費の積算については、原則として以下のとおりとする。

- ① 本事業における労務費は、次項に規定する方法により算定した労務費単価（円／時間）に、当該補助事業に直接従事した時間数（以下、「補助事業従事時間」という）を乗じて算出する。
- ② 補助事業従事時間は、別途定める「補助業務従事日誌」により証明されるものであって、事業者毎に定められた就業規則等に照らして適正と認められる範囲とする。
- ③ 法定福利費（事業者負担分）については保険の種類、事業者の事業の種類の分類によって異なるため、事務の効率化の観点から労務費単価には上乗せしない取扱いとする。

※直接従事した時間数とは勤務時間等に関係なく事業に従事した時間のことを指します。

2. 労務費単価の計算方法

（1）労務費単価の算定方法

本事業における労務費の算出基礎となる労務費単価の算定については、原則として等級単価一覧表（別表）に基づく等級単価を適用することとし、以下のとおり取り扱う。

雇用関係	給与	等級単価 の適用	労務費単価の算定
健保等級適用者 (A)	全て	○	賞与回数に応じた等級単価一覧表の区分を選択し、該当する「健保等級」に対応する時間単価を適用
健保等級適用者以外の者 (B)	年俸制 月給制	○	月給額を算出し、等級単価一覧表の「月給額範囲」に対応する時間単価を適用
	日給制	×	等級単価一覧表を適用せず、個別に日給額を所定労働時間で除した単価（一円未満切捨て）を適用
	時給制	×	等級単価一覧表を適用せず、個別の時給額を適用

労務費単価の具体的な適用は、給与支給実績と比して過大である場合等を除き、原則として以下のとおりとする（給与支給実績と比して総額で大幅な乖離がある場合は、時間単価の調整が必要となります）。

次の各号に定める分類に応じ、当該各号に定める方法により計算した金額を労務費単価とする。

① 健保等級適用者（Ａ）

次の各要件の全てを満たす者の労務費単価については、健保等級により該当する等級単価を使用する。

- ・健康保険料を徴収する事業主との雇用関係に基づき、当該補助事業に従事する者。ただし、役員及び日額または時給での雇用契約者においては、健保等級適用者以外の者として取り扱う。
- ・健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。
- ・健保等適用者に適用する労務費単価は、賞与回数に応じて該当する等級単価一覧表の区分を使用する。

賞与回数	等級単価一覧表の適用
通常支給されない者、 年４回以上支給される者	A 区分
年１～３回まで支給されている者	B 区分

② 健保等級適用者以外の者（Ｂ）

健保等級適用者以外の者の労務費単価については、その給与形態に応じて、以下の a)、b)、c) 又は d) により取り扱う。なお、役員及び日額または時給での雇用契約者においては、健保等級適用者以外の者として取り扱う

この取扱いにおいて等級単価一覧表を適用する場合は、それぞれの年収（当該従事者に対する年間支給実績額の合計）等を基礎として、等級単価一覧表「月額範囲額」により該当する等級単価を適用する。

※健保等級適用者以外の者に適用する労務費単価は、等級単価一覧表の B 区分（賞与１～３回）の区分を使用する。なお、賞与の取扱いについては（２）④によることとする。

区 分	
a) 年俸制	給与が年額で定められている者については、年額を 12 月で除した額を月給額とし、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価
b) 月給制	給与が月額で定められている者については、等級単価一覧表「月給範囲額」により該当する労務費単価
c) 日給制	給与が日額で定められている者については、等級単価一覧表によらず、日額を約束された就業時間で除した金額。ただし、1 日単位で事業に従事している場合には、当該日額をもって 1 日当たりの労務費単価とすることができる
d) 時給制	給与が時給で定められている者については、当該時給をもって労務費単価とする

※ a) 及び b) の等級単価に対して、c) 及び d) における労務費単価を個別単価と称する。

(2) 健保等級適用者以外の者の取扱細則

(2) - 1. 等級単価を適用する者

前項 a) 及び b) の者に係る月給範囲額の算定については、以下のとおり取り扱う。

① 算定に含む金額（健康保険の報酬月額算定に準ずる）

基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休業手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬のうち、給与相当額など金銭で支給されるもの。

※ 賞与については支給回数に関わらず、この算定に含む。後記④参照。

② 算定に含まない金額

解雇予告手当、退職手当、結婚祝金、災害見舞金、病氣見舞金、年金、恩給、健康保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、家賃、地代、預金利子、株主配当金、大入袋、出張旅費、役員報酬（給与相当額を除く）など。

③ 通勤手当の取扱

年俸制又は月給制適用者の通勤手当に含まれる消費税及び地方消費税額（以下、「消費税」という。）については除外しない。

なお、月額適用者の通勤手当は1ヶ月あたりの額とする。

④ 賞与の取扱

(ア) 補助期間内に支給される賞与を加算することができる。なお、補助期間対象分の賞与を補助期間終了日の翌月末日までに支給することが確定している場合を含む。

(イ) 年俸制又は月額適用者の加算の方法として、給与明細や給与証明の確認による賞与については、上期（4月～9月）又は下期（10月～3月）の期間内にそれぞれ支給されることが確定している額を各期間の月額に加算できる。この場合の年俸制適用者は、月額に換算して適用する。また、出向契約書等に明示され、かつ、支給されることが確定している賞与については、上期、下期又は年間に対応した額を加算できる。

・年額に加算できる賞与の額：年間賞与（年間賞与の合計額が確定している場合）

・月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月（1円未満切捨て）

(ウ) 出向契約書等において、補助事業従事期間と賞与対象期間が対応して支給されることが明確な場合は、その月数を前記の除数「6月」に換えることができる。

(2) - 2. 等級単価を適用しない者

健保等級適用者以外の者のうち、日額制及び時給適用者については、等級単価一覧表（別表）の等級単価を適用せず、出向契約書や雇用契約書、給与規程等により規定されている日額又は時間単価による個別単価を原則適用する。

① 通勤手当の取扱

日額制及び時給適用者に係る通勤手当については、当該適用者の雇用契約書等に定められた日額又は時給単価から算定される労務費とは別に支給されること並びにその内容（金額等）が

明示されている場合に限り、以下のとおり計上することができる。

①－１．専従補助員の場合

雇用契約書等に明示された内容から算定される１日あたりの通勤手当から消費税及び地方消費税相当額を除外した額〔補助金に消費税を含めることの出来る事業者については除外不要〕（以下、「通勤単価」という。）に従事日数を乗じて得た額を個別単価にて別途積算した労務費に加算する。

【積算例】

$$\begin{aligned} & \text{個別単価} \times \text{従事時間数} + \text{通勤単価} \times \text{従事日数} \\ & \text{個別単価（日額）} \times \text{従事日数} + \text{通勤単価} \times \text{従事日数} \end{aligned}$$

※従事時間数及び従事日数とは、それぞれ本事業に直接従事した時間数及び日数。

①－２．非専従補助員の場合

通勤単価を所定の労働時間で除して得た額を、雇用契約書等に基づいて定められる個別単価に加算して得た金額に、従事時間を乗じて労務費を算出する。

【積算例】

$$(\text{個別単価} + \text{通勤単価} \div \text{所定労働時間}) \times \text{従事時間数}$$

※従事時間数とは、本事業に直接従事した時間数。

② 賞与の取扱

前記（２）－１．④（ア）及び（ウ）について、同様の扱いとするほか、以下にて取り扱う。

※日額又は時給に加算できる明確な賞与とは、給与明細又は出向契約書等に賞与として額が明示され、支給されることが確定している場合をいう。

- ・日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日（１円未満切捨て）
- ・時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷６月÷２１日÷所定就業時間（１円未満切捨て）

（３）等級単価一覧表の適用方法

前記（１）①健保等級適用者（Ａ）及び前記（２）－１．等級単価適用者について、等級単価一覧表（別表）に適用する等級又は給与の基準月を定める必要があるが、以下の方法により決定する。

- ① 当該月に適用される健保等級又は当該月に支給された給与に基づき算定された等級単価を適用する。
- ② 健保等級の変更（定時決定や随時改定による）又は給与に改定があった場合は、その改定月から改定後の健保等級又は給与により算出した等級単価を適用する。
 - （ａ）定時決定は、被保険者標準報酬決定通知書の適用年月を適用する。
 - （ｂ）随時改定は、被保険者標準報酬改定通知書の改正年月を適用する。
- ③ 就業規則等で定めた所定労働時間より短い、短時間労働者（嘱託、短時間勤務正社員等の別にかかわらず労働契約等で短時間労働が規定されている者）については、１週間における就業規則等で定めた所定労働時間と短時間労働者の所定労働時間の比率を算出し、その比率を標準報酬月額又は月給範囲額に乗算した額により適用される等級又は月給範囲の労務費単価を使用するこ

とができる。

適用者	
健保等級適用者	「就業規則等で定めた所定労働時間÷短時間労働者の所定労働時間×標準報酬月額」で算定された額を報酬月額とみなし、該当する健保等級を適用
健保等級適用者以外の者	「就業規則等で定めた所定労働時間÷短時間労働者の所定労働時間×月給範囲額（2.（2）－1. で算定した額）」で算定された額を月給範囲額とみなし、該当する月給範囲を適用

（４）等級単価の証明

前記（３）①・②の健保等級又は給与については、別添様式１（健保等級証明書）又は様式２（給与証明書）により、その実績を当該事業者の給与担当課長等に証明させるものとする（証明書の日付は補助契約期間の最終日～実績報告書の提出日までの間の日付とする）。ただし、給与明細、出向契約書、派遣契約書などにより給与が確認できる場合、当該証明書の提出は不要とする。

労務費の確定に当たっては、次の書類等を活用して照合を行うこととする。

適用者	労務費確定にあたっての書類
健保等級適用者	健保等級証明書（被保険者標準報酬決定通知書、同改定通知書、被保険者標準報酬月額保険料額表及び給与明細）
健保等級適用者以外の者	給与証明書（給与明細、従事者毎の雇用に関する契約書）
上記共通	給与台帳、補助業務従事日誌、就業規則、就業カレンダー、タイムカード、出勤簿等

（５）労務費上限額

① 出向契約書、派遣契約書において、出向者、派遣労働者の人件費の上限が規定されている場合には、その額を上限額とする。ただし、出向者については、その上限額が出向元から得ている給与支給額を上回る場合には、出向者が得ている給与支給額を上限額とする。これを確認するために出向元の給与証明が必要となる。

② 労務費を算出する場合の労務費単価は、等級単価一覧表に記載された等級単価を上限とする。

(別表)

等級単価一覧表 平成27年度適用

健保等級適用者				労務費単価(円／時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単 価 (円／時 間)
等 級	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1回 ～3回	月給範囲額		
		以上	～ 未満			以上	～ 未満	
1	58,000		～ 63,000	340	450		～ 82,530	450
2	68,000	63,000	～ 73,000	400	520	82,530	～ 95,630	520
3	78,000	73,000	～ 83,000	460	600	95,630	～ 108,730	600
4	88,000	83,000	～ 93,000	520	680	108,730	～ 121,830	680
5	98,000	93,000	～ 101,000	580	760	121,830	～ 132,310	760
6	104,000	101,000	～ 107,000	610	800	132,310	～ 140,170	800
7	110,000	107,000	～ 114,000	650	850	140,170	～ 149,340	850
8	118,000	114,000	～ 122,000	700	910	149,340	～ 159,820	910
9	126,000	122,000	～ 130,000	740	980	159,820	～ 170,300	980
10	134,000	130,000	～ 138,000	790	1,040	170,300	～ 180,780	1,040
11	142,000	138,000	～ 146,000	840	1,100	180,780	～ 191,260	1,100
12	150,000	146,000	～ 155,000	890	1,160	191,260	～ 203,050	1,160
13	160,000	155,000	～ 165,000	950	1,240	203,050	～ 216,150	1,240
14	170,000	165,000	～ 175,000	1,000	1,320	216,150	～ 229,250	1,320
15	180,000	175,000	～ 185,000	1,060	1,400	229,250	～ 242,350	1,400
16	190,000	185,000	～ 195,000	1,120	1,470	242,350	～ 255,450	1,470
17	200,000	195,000	～ 210,000	1,180	1,550	255,450	～ 275,100	1,550
18	220,000	210,000	～ 230,000	1,300	1,710	275,100	～ 301,300	1,710
19	240,000	230,000	～ 250,000	1,420	1,860	301,300	～ 327,500	1,860
20	260,000	250,000	～ 270,000	1,540	2,020	327,500	～ 353,700	2,020
21	280,000	270,000	～ 290,000	1,660	2,170	353,700	～ 379,900	2,170
22	300,000	290,000	～ 310,000	1,780	2,330	379,900	～ 406,100	2,330
23	320,000	310,000	～ 330,000	1,900	2,480	406,100	～ 432,300	2,480
24	340,000	330,000	～ 350,000	2,010	2,640	432,300	～ 458,500	2,640
25	360,000	350,000	～ 370,000	2,130	2,800	458,500	～ 484,700	2,800
26	380,000	370,000	～ 395,000	2,250	2,950	484,700	～ 517,450	2,950
27	410,000	395,000	～ 425,000	2,430	3,180	517,450	～ 556,750	3,180
28	440,000	425,000	～ 455,000	2,610	3,420	556,750	～ 596,050	3,420
29	470,000	455,000	～ 485,000	2,790	3,650	596,050	～ 635,350	3,650
30	500,000	485,000	～ 515,000	2,960	3,880	635,350	～ 674,650	3,880
31	530,000	515,000	～ 545,000	3,140	4,120	674,650	～ 713,950	4,120
32	560,000	545,000	～ 575,000	3,320	4,350	713,950	～ 753,250	4,350
33	590,000	575,000	～ 605,000	3,500	4,580	753,250	～ 792,550	4,580
34	620,000	605,000	～ 635,000	3,680	4,820	792,550	～ 831,850	4,820
35	650,000	635,000	～ 665,000	3,850	5,050	831,850	～ 871,150	5,050
36	680,000	665,000	～ 695,000	4,030	5,280	871,150	～ 910,450	5,280
37	710,000	695,000	～ 730,000	4,210	5,520	910,450	～ 956,300	5,520
38	750,000	730,000	～ 770,000	4,450	5,830	956,300	～ 1,008,700	5,830
39	790,000	770,000	～ 810,000	4,690	6,140	1,008,700	～ 1,061,100	6,140
40	830,000	810,000	～ 855,000	4,920	6,450	1,061,100	～ 1,120,050	6,450
41	880,000	855,000	～ 905,000	5,220	6,840	1,120,050	～ 1,185,550	6,840
42	930,000	905,000	～ 955,000	5,520	7,230	1,185,550	～ 1,251,050	7,230
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	5,810	7,620	1,251,050	～ 1,316,550	7,620
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	6,110	8,010	1,316,550	～ 1,382,050	8,010
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	6,470	8,470	1,382,050	～ 1,460,650	8,470
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	6,820	8,940	1,460,650	～ 1,539,250	8,940
47	1,210,000	1,175,000	～	7,180	9,410	1,539,250	～	9,410

様式 1

健保等級証明書

補助期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

平成 年度	健保等級					
従事者氏名	4 月	9 月	月	月	賞与の 支給回数	備考
〇〇〇〇	2 0	2 1			2	27. 6. 1 予定 27. 12. 1 予定
〇〇〇〇						
〇〇〇〇						

平成 年 月 日

平成 年度事業従事者に係る健保等級について、上記のとおり証明します。

名 称（社名等）：

所 属 部 署 名：

証明者氏名（自署）：

- ※ 本様式は、2. 労務費単価の計算方法（1）労務費単価の算定方法① 健保等級適用者（A）にのみ使用する。
- ※ 事業の開始月、定時決定月（9月）、新規の登録従事者の従事開始月、健保等級に改訂がある月については必ず記載する。
- ※ 賞与の支給回数は、「0」、「1」のように算用数字で回数を記載のこと。また、備考欄には賞与の支給日（あるいは支給予定日）を記載のこと。

様式 2

給与証明書

補助期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

平成 年度		月額給与			
従事者氏名		4 月	月	月	備考
〇〇〇〇	給与額	350,000			
	賞与相当額	600,000			
	賞与の 支給回数	2			
〇〇〇〇	給与額				
	賞与相当額				
	賞与の 支給回数				

平成 年 月 日

平成 年度事業従事者に係る給与支給額について、上記のとおり証明します。

名 称（社名等）：

所 属 部 署 名：

証明者氏名（自署）：

※ 本様式は、2. 労務費単価の計算方法（1）労務費単価の算定方法② 健保等級適用者以外の者（B）
にのみ使用する。

※ 事業の開始月、新規の登録従事者の従事開始月、給与に変更がある月については必ず記載する。

※ 賞与の支給回数は、「0」、「1」のように算用数字で回数を記載のこと。